様式第１号　共同企業体入札参加資格審査申請書　　（建設コンサルタント業務等共同企業体取扱要綱第１１条関係）

建設コンサルタント業務等共同企業体入札参加資格審査申請書

平成　　年　　月　　日

契約担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　あて

共同企業体の名称

　代表者の所在地

　商号及び代表者　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　構成員の所在地

　商号及び代表者　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　構成員の所在地

　商号及び代表者　　　　　　　　　　　　　印

　秋田県が発注する○○業務（以下「業務」という。）の入札に参加したく、建設コンサルタント業務共同企業体取扱要綱第１１条の規定に基づき、関係書類を添えて参加資格の審査を申請します。

　なお、この申請の日から同第１３条に規定する存続期間が終了する日までの間、次の権限を当共同企業体の代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

委任事項

１　業務の遂行に関し、当企業体を代表して秋田県と折衝する権限

２　業務の入札及び見積もりに関する一切の権限

３　業務代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限

４　その他業務の遂行に関する諸届け及び諸報告の提出に係る一切の権限

|  |
| --- |
| 使　用　印 |

様式第２号　共同企業体協定書　　（建設コンサルタント業務等共同企業体取扱要綱第１１条関係）

建設コンサルタント業務等共同企業体協定書

（目的）

第１条　当企業体は、（　業　務　名　）業務（以下「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

　（名称）

第２条　当企業体は、○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体の事務所を（　所　在　地　）に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、（　年　月　日　）に成立し、業務の委託契約の履行後３月を経過するまでの間は解散することができない。

２　業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

　（構成員）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　所在地　（　所　在　地　）

　　商号　（　商　号　）

　　代表者（　代　表　者　氏　名　）

　所在地　（　所　在　地　）

　　商号　（　商　号　）

　　代表者（　代　表　者　氏　名　）

　所在地　（　所　在　地　）

　　商号　（　商　号　）

　　代表者（　代　表　者　氏　名　）

　（代表者の名称）

第６条　当企業体は、（　所　在　地　）（　商　号　）（　代　表　者　氏　名　）を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、秋田県と折衝する権限並びに入札書及び見積書の提出、受託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資の割合等）

第８条　当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、業務について、秋田県と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　（　所　在　地　）（　商　号　）（　代　表　者　氏　名　）　（構成割合　　％）

　（　所　在　地　）（　商　号　）（　代　表　者　氏　名　）　（構成割合　　％）

　（　所　在　地　）（　商　号　）（　代　表　者　氏　名　）　（構成割合　　％）

２　金銭以外の出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

　（業務分担）

第９条　各構成員の業務分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　（　所　在　地　）（　商　号　）（　代　表　者　氏　名　）　（分担する業務名）

　（　所　在　地　）（　商　号　）（　代　表　者　氏　名　）　（分担する業務名）

　（　所　在　地　）（　商　号　）（　代　表　者　氏　名　）　（分担する業務名）

　（運営委員会）

第１０条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第１１条　各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第１２条　当企業体の取引金融機関は、（　金　融　機　関　名　）とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決　算）

第１３条　当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第１４条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第１５条　決算の結果、欠損が生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１６条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　（業務期間途中における構成員の脱退に対する措置）

第１７条　構成員は、秋田県及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務期間途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　（構成員の除名）

第１７条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１８条　構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合においては、第１７条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

　（代表者の変更）

第１８条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表とすることができるものとする。

　（解散後のかし担保責任）

第１９条　当企業体が解散した後においても、業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第２０条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　（　所　在　地　）（　商　号　）（　代　表　者　氏　名　）、他○名は、上記のとおり建設コンサルタント業務等共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書（構成員数＋１通）を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持する他、参加資格認定申請書に１通添付するものとする。

（　年　月　日　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　構成員の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　構成員の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

様式第３号　共同企業体編成表　　（建設コンサルタント業務等共同企業体取扱要綱第１４条関係）

○○共同企業体編成表（例）

事務係

（　氏　名　）（　商　号　）

（　氏　名　）（　商　号　）

（　氏　名　）（　商　号　）

業務係

（　氏　名　）（　商　号　）

（　氏　名　）（　商　号　）

（　氏　名　）（　商　号　）

事務主任

（　氏　名　）（　商　号　）

業務主任

（　氏　名　）（　商　号　）

事務長

（　氏　名　）（　商　号　）

業務長

（　氏　名　）（　商　号　）

共同企業体事務所

　所長　（　氏　名　）（　商　号　）

　委員長　（　氏　名　）（　商　号　）（　役　職　名　）

　委員　　（　氏　名　）（　商　号　）（　役　職　名　）

　　　　　（　氏　名　）（　商　号　）（　役　職　名　）

　　　　　（　氏　名　）（　商　号　）（　役　職　名　）

共同企業体運営委員会